

図 1

I. 申請（締め切り）

前月の第2金曜日

II. ヒアリング

III. 薬事委員会（申請）

偶数月の第3火曜日

薬事委員会（申請）の翌月1日

試用採用期
(4ヶ月間)

III. 薬事委員会（経過報告）

偶数月の第3火曜日

薬事委員会（申請）の翌々々月20日

試用量調査用期
(80日間)

IV. 薬事委員会（承認）

偶数月の第3火曜日

薬事委員会（承認）の翌月1日

正規採用

